

令和8年度千葉市下田都市農業交流センターの管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉市下田都市農業交流センター指定管理者下田ふれあい交流施設管理運営組合（以下「乙」という。）とは、令和5年3月17日付け、甲乙間で締結した「千葉市下田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第43条第3項の規定に基づき、令和8年度の事業年度に係る協定を締結する。

（指定管理料の額）

第1条 令和8年度の事業年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までをいう。）に係る指定管理料の額は、9,756,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（支払方法）

第2条 指定管理料の支払いは年12回とし、基本協定書第46条の規定に基づき、乙の請求により支払うものとする。

令和8年4月分から令和9年3月分まで（12回）

月額 813,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（利益等の還元）

第3条 乙は基本協定書第66条の規定に基づき、本事業年度において利益が生じた場合には、次の各号に定めるところにより、その利益について甲への還元を行うものとする。

（1）利益の額の算定時期 令和9年6月末

（2）還元時期・方法 令和9年度において、納入通知書により甲へ納める。

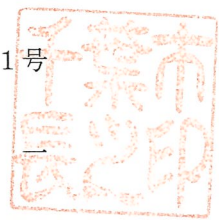
（疑義の決定等）

第4条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めがない事項については、甲乙誠意をもって協議し、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一



乙 千葉市若葉区谷当町9-4
下田ふれあい交流施設管理運営組合
組合長 平川 洋平

